



平成 25 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 日本コンベヤ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 西尾佳純  
(コード番号 6375 東証・大証第 1 部)  
問合せ先 取締役管理本部長 石田稔夫  
(TEL : 072-872-2151)

### 椿本興業株式会社との取引について

平成 25 年 3 月 26 日付「椿本興業株式会社との取引について」にてお知らせしました件に関して、社外監査役（弁護士、会計士）を含めた社内調査委員会（委員長：当社代表取締役社長 西尾佳純）を立ち上げ、椿本興業株式会社（以下「椿本興業」という）との取引の実態解明を進めてまいりました。

平成 25 年 5 月 27 日、社内調査委員会からの調査報告書を受領いたしましたので、その内容と今後の対応等について、下記の通りご報告させていただきます。

株主及び取引先の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 調査委員会による調査報告書の内容

報告内容は、添付資料「調査報告書」をご覧ください。この添付分は調査報告書正本と同様の内容で、固有名詞をアルファベットに置き換えたものであります。

#### 2. 調査結果

椿本興業が平成 25 年 3 月 18 日付で開示した「当社従業員による不正行為について」に関して、不正行為が疑われる取引の一部に当社との取引が含まれているとの情報がありました。調査委員会は、当社と椿本興業との一部取引（以下「当該案件」という）について、関係者の証言や関係書類の調査により事実確認を行いました。その結果、顧問弁護士の意見も踏まえて、取引形態、関係書類状況から判断して当該取引は正規手続きに基づく契約、取引であり、成立していると考えられます。約定通り入金されており、資金的な裏付けもありました。当社社員の不正への関与を示す事実は発見されず、椿本興業当事者の計画的な詐欺的行為があり、不正取引に巻き込まれたと考えますが、当社と椿本興業との取引の一部に実在性のない取引が含まれていることが判明しました。契約の取引は成立していると考えられるものの、当該取引の内容と決算へ与える影響の重要性から過年度財務諸表の訂正処理が必要と判断し

ました。

なお、当社および当社グループの各社における当該案件以外の取引について、類似の取引の有無とリスクについて調査しました結果、特に問題のないことを確認しました。

### 3. 今後の対応

本調査においては、当該案件は正規取引として成立し、当社社員の不正への関与はないと判断しましたが、このような不適切な取引に巻き込まれるのを防止できなかった当社における制度上の要因を分析した結果に基づき、今後の是正措置についての検討を実施し、再発防止のため、次の業務管理方法等の改善を本年中に実施してまいります。

- (1) コンプライアンス意識の向上
- (2) 社内諸規定、手順書の整備
- (3) 内部統制、監査機能の強化

以上

# 調査報告書

平成 25 年 5 月 27 日

日本コンベヤ株式会社

調査委員会

## 目 次

1. 調査委員会の概要	1
(1) 調査委員会の構成	1
(2) 実施した調査の目的と方法、範囲の概要	1
2. 当該案件の概要と調査結果	2
(1) 装置システム部の事業内容	2
(2) 椿本興業と装置システム部との取引経過	2
(3) 椿本興業との当該案件の取引経過	2
(4) K社との当該案件の取引経過	2
(5) 当該案件の詳細	3
(6) 装置システム部関係者の業務役割分担及びヒアリング結果	3
(7) 当該案件における椿本興業M氏との交流状況と共謀者の有無の調査	4
(8) 当該案件におけるK社との交流状況と共謀者の有無の調査	4
3. 調査判明事実に基づく分析	5
(1) 調査結果分析	5
(2) 本件の巧妙な手口での計画的な詐欺的行為	5
(3) 当社関係者の発言と業務執行状況の信用性	5
(4) 当該案件についての見解	6
4. その他の取引について	6
(1) 装置システム部のその他取引	6
(2) コンベヤ事業（コンベヤ設備の設計、製作、納入）	6
(3) エヌエイチパーキングシステムズ（NHPS）株式会社 （当社の立駐事業の連結子会社）	6
5. 過年度財務諸表の処理	7
6. 会社としての要因分析	7
(1) コンプライアンス意識	7
(2) 内部統制	7
7. 是正措置（緊急対応）	8
(1) 財務諸表への反映	8
(2) 実施済みの是正措置	8
8. 再発防止の是正措置（根本対応）	8
(1) コンプライアンス意識の向上	9
(2) 社内諸規定、手順書の整備	9
(3) 内部統制、監査機能の強化	9

添付資料

資料 過年度決算訂正による内容及び影響額	10
① 主要な財務諸表項目への影響額	10
② 連結損益計算書及び連結貸借対照表の主要項目への影響額	11
③ 損益計算書及び貸借対照表の主要項目への影響額	17

## 1. 調査委員会の概要

今般、「日本コンベヤ株式会社」（以下「当社」という）は、椿本興業株式会社（以下「椿本興業」という）が平成 25 年 3 月 18 日付で開示した「当社従業員による不正行為について」に関して、椿本興業担当役員から当社 A 取締役、不正行為が疑われる取引の一部に当社との取引が含まれているとの連絡があった。

椿本興業との一部取引（以下「当該案件」という）について調査、内容把握のため、平成 25 年 3 月 28 日の取締役会で調査委員会の設置が決定された。

当委員会は、本調査報告書によりその調査結果を報告するものである。

### (1) 調査委員会の構成

メンバーは次の通りで、平成 25 年 3 月 29 日より委員会活動を開始した。

実務調査担当委員の調査結果に基づき、調査委員会で判断する。

調査委員長	西尾 佳純	(当社 代表取締役社長)
調査委員	高田 明夫	(当社 社外監査役 弁護士)
調査委員	藤枝 政雄	(当社 社外監査役 公認会計士)
実務調査担当委員	西田 昭二	(当社 内部監査室長)
実務調査担当委員	浅田 高夫	(当社 品質管理部長)

### (2) 実施した調査の目的と方法、範囲の概要

本件担当部門である日本コンベヤ株式会社装置システム部の関係者から、当該案件に対する関係書類などに基づき、個別に聴取を行った。

#### (目 的)

- ① 当該案件の取引経緯と取引内容
- ② 当該案件の全貌と影響額の把握
- ③ 当社連結グループ会社に当該案件と類似の取引が行われていないかどうかの確認
- ④ 再発防止策の検討

#### (方 法)

- ① 当該案件の関係書類の調査  
椿本興業との当該案件に関する書類の受領及び提出資料の確認
- ② 関係部門の売上案件リスト、経理データの調査
- ③ 当該案件の社内関係者 3 名（装置システム部）を中心にヒアリング(個別に聴取)  
A 取締役            部門の管理責任者  
B 部長                椿本興業株式会社 M氏との窓口  
C 主事                B 部長からの指示で社内書類作成
- ④ 当該案件に関し、共謀者の存在の有無等の調査の実施
- ⑤ 当該案件に関する内部統制の整備・運用状況の検証
- ⑥ 当該案件と類似の取引の有無に関する調査と内部統制の整備・運用状況の検証

(範囲の概要)

① 装置システム部

期間：平成 15 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

② 当社グループ他部門

期間：平成 18 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

2. 当該案件の概要と調査結果

(1) 装置システム部の事業内容

当社の装置システム部は、コンベヤ事業関連の技術力と納入管理力を応用して、ごみ処理等の環境関連設備、航空機製造関連設備、空港でのメンテナンス設備等の分野における、その付帯機器の設計・外注製作・納入・メンテナンス等の業務について、全体あるいは部分的な範囲を下請として受注している。案件は元請直接よりも商社が紹介・仲介する案件が多い。

(2) 椿本興業と装置システム部との取引経過

平成 12 年に椿本興業／大阪本社経由でごみ処理関連・ダスト処理装置付帯機器の受注・納入がスタート。平成 13 年には藁処理プラント（元請は大手設備メーカー）のコンベヤ設備を、椿本興業を通して受注・納入した。平成 17 年には航空機製造設備（元請は大手設備メーカー）の一部である装置を椿本興業／名古屋支店から受注し、中国の製作者などで外注製作し、重工メーカーに納入した。その後航空機関係製造設備について椿本興業／名古屋支店からの案件が増加した。このほか、空港向けの航空機メンテナンス用設備（元請は大手設備メーカー）を受注し、外注製作して納入した。

(3) 椿本興業との当該案件の取引経過

平成 16 年 9 月に椿本興業／名古屋支店M氏（当時課長）からB部長に次の打診があった。『K社に対して椿本興業／名古屋支店からの直発注は与信の関係で出来ない為、マージン 2.5%（納期管理のみ）で一括外注をしてほしい。納入後のクレームについては椿本興業が責任施工することを確約する。』

この申し入れに対して、A取締役とB部長が協議した結果、これまでの椿本興業との取引で入金トラブルもなく、椿本興業／名古屋支店M氏の信頼もあり、A取締役は了承した。

同時期の平成 16 年 9 月以降、椿本興業／名古屋支店M氏から当該案件のK社に対する先払い依頼を受けた。上記同様、A取締役と協議し、金額の上限を決め、且つ、関係書類等を受領することを条件に了承した。

(4) K社との当該案件の取引経過

K社は、平成 13 年 5 月に清掃工場プラントで『大手設備メーカー⇒椿本興業／大阪本社⇒当社⇒K社』の商流（矢印は発注の向き）で製缶加工の一部を発注した実績があり、

当時は技術力を有する会社と評価していた。その後、K社には当該案件以外の設備納入案件でも設計エンジニアリング業務等を発注していた。

平成16年12月に椿本興業／名古屋支店M氏（当時課長）からB部長に次の打診があった。『椿本興業／名古屋支店としては、K社からの直受注は与信の関係で出来ない為、マージン2.5%（納期管理のみ）で仲介をしてほしい。納入後のクレームについては椿本興業が責任施工することを約束する。』

この申し入れに対して、A取締役とB部長が協議した結果、これまでの椿本興業との取引で入金トラブルもなく、椿本興業／名古屋支店M氏の信頼もあり、A取締役は了承した。

#### （5）当該案件の詳細

商流（矢印は発注の向き）は次の①と②の2種類があり、①の割合が多い。

①（施主）⇒（設備業者等）⇒ 椿本興業 ⇒ 当社 ⇒ K社

各案件開始時に当該案件毎に、引合情報として椿本興業M氏からB部長に「伝票処理のお願い」（案件内容、金額、商流、納期など記載（M氏押印））や案件「図面」が発行された。

その後、椿本興業には「見積書」を提出し、「御注文（内示）確認書」、「注文書」を受領し、「検収書（工事完了証明書）」受領、「請求書」発行等の手続きを実施した。

なお、注文書は椿本興業の正規書類に社印、部門長印（M氏上司役員の場合もあり）が押印されていた。

K社への支払は椿本興業／名古屋支店からの入金確認後支払が原則であるが、一部先行支払いの案件もあった。

②（施主等）⇒ K社 ⇒ 当社 ⇒ 椿本興業 ⇒（業者）

各案件開始時に当該案件毎に、引合情報として椿本興業M氏からB部長に「伝票処理のお願い」（案件内容、金額、商流、納期など記載（M氏押印））や案件「図面」が発行された。

その後、K社には「見積書」を提出し、「注文書」を受領し、「検収書（工事完了証明書）」受領、「請求書」発行等の手続きを実施した。

なお、注文書はK社の正規書類に社印、照査印が押印されていた。

#### （6）装置システム部関係者の業務役割分担及びヒアリング結果

##### ① A取締役

装置システム部の部門業務の全般総括とともに、当該案件以外の新規開発物件のFS調査、特許取得、ビジネススキーム作り等について管理、指導を行っている。

当該案件の取引開始時にはB部長の報告を聞き、対応を指示・指導した。椿本興業とは直接交渉はせず、定期的な部内会議での指示・案件をフォローしている。最近では椿本興業との当該案件が増加の傾向にあるので、本業強化を指導していた。

椿本興業には年2回程度表敬訪問し、上層部（役員クラス）との情報交換・営業活動をしている。会社同士としての付き合いであり、案件詳細対応は部下に任せている。

なお、K社関係者とは、航空機関連設備の発注実績もあり面識がある。

② B部長

当該案件及びその他受注案件開拓のために定期的に椿本興業／名古屋支店M氏を訪問していた。当該案件に関しては関係書類受領後、C主事に配付し事務処理を指示して管理・承認していた。

なお、その他の製作受注案件については営業、外注先窓口として交渉・管理しており、実務詳細は部員と業務を分担していた。

なお、K社関係者とは、航空機関連設備の発注実績もあり面識がある。

③ C主事

当該案件については、B部長からの指示を受け、受領書類をもとに社内事務処理をしていた。製作通知書、請求書、入出金予定表等の書類作成業務が中心である。

椿本興業関係者との面識については、その他の製作受注案件で、椿本興業担当者(M氏を含む)との対応も行っていた。

なお、その他の製作受注案件については、製作外注メーカーでの検査・客先対応をしている。

④ 装置システム部のその他部員

当該案件は担当していなかった。なお、その他の製作受注案件については、見積・設計・製作外注メーカーでの検査・客先対応をしている。

(7) 当該案件における椿本興業M氏との交流状況と共謀者の有無の調査

A取締役、B部長、C主事3名は、椿本興業M氏と特別な利害関係を有していないことを、本人との面談・質疑等により確認した。

部門経費（交際費、会議費、旅費交通費等）の発生状況、出張状況に関する帳票類やメール等の交信内容等の調査の結果、椿本興業M氏との共謀を窺わせるような事実は発見されなかった。定期的な打合せ面談や椿本興業からの製作受注案件での海外の製作者者立会検査出張などにおいて、椿本興業の複数関係者と会食、ゴルフ等の付き合いの機会はあったが、相互に経費負担していた。受注者の立場上、当社負担の場合の方が多く、一方的な受益はなかった。取引規模や内容からみて妥当な交流と考えられる。但し、椿本興業主催の慰労会的交流会にB部長が招待され、安易に参加した例があり、誤解を招かないよう行動に配慮すべき余地はあった。

当該案件の社内関係者3名について、その行動や私生活における大きな変化等の情報も得られなかった。

(8) 当該案件におけるK社との交流状況と共謀者の有無の調査

A取締役、B部長、C主事3名は、K社と特別な利害関係を有していないこと、及び業務遂行上の打合せ以外には交流の無いことを、本人との面談・質疑等により確認した。

### 3. 調査判明事実に基づく分析

#### (1) 調査結果分析

##### ① 当該案件の関係帳票類

関係帳票類を調査した結果、これらに関しては矛盾はなく書類様式、内容、押印状況などから椿本興業の正規書類と判断していた。

過去内部統制上の評価でも、一連の取引書類が整備されており、特に問題は認められなかった。

##### ② 取引案件データ

椿本興業から入手したデータ（椿本興業における当社からの仕入と椿本興業の当社に対する売上）について調査し、当社の取引案件と照合・確認した結果、これらについては、約定通り入金されていた。

##### ③ 椿本興業との取引

同社仲介の取引は過去に実績が多数あり、当該案件もB部長は、A取締役と協議し、A取締役の了承を得ていた。また、社会的信用のある東証1部上場企業である椿本興業からの要請であることも、不適切な取引であるか否かの分析をせずに取引を継続していた大きな要因であった。

##### ④ K社

K社については、製作外注の取引実績もあり取引時の対応内容から、当時は技術力を有していると判断していた。

当該案件の一部については、椿本興業M氏立会いのもと、現場の仕掛品視察でK社を訪問して確認していた例があった。

##### ⑤ 関係者の関与

当社関係者へのヒアリングと書類調査の結果、当該案件は椿本興業M氏との信頼関係に基づき実施された帳合取引であった。

また、関係者の経費等の使い方、私生活の変化等に問題となる事実は発見されなかった。

#### (2) 本件の巧妙な手口での計画的な詐欺的行為

当該案件については複数社対象となっているとの情報もあり、当社取引だけでは全容を把握できる形となっていなかった巧妙な手口と思われる。結果から見て、椿本興業M氏の案件業務対応が巧妙で緻密に計画的に行われており、書類面等で矛盾がないよう細心の注意を払って実施されていたと推察される。なお、当社社員との共謀を窺わせるような事実は発見されなかった。

#### (3) 当社関係者の発言と業務執行状況の信用性

当社関係者のこれまでの業務状況、実績から判断して、当該案件の業務内容、手続きや対応方法は妥当であると考えていた。

#### (4) 当該案件についての見解

調査の結果、当社において首謀者あるいは共謀者であることを示す事実は発見されず善意の第三者と考えているが、装置システム部と椿本興業との取引の一部に実在性の無い取引が含まれていることが判明した。椿本興業の社会的信用力から当該取引を受注したこと自体に合理性が無いとまでは言えないものの、結果的に不適切な取引を発見できなかった点については、コンプライアンス上の重大な問題と認識している。

これらの事実は、このような不適切な取引が未然防止あるいは発見できなかった点において、役職員のコンプライアンス意識が希薄であったこと、管理体制が十分に機能していなかったこと及びモニタリングが不十分であったことによるものと判断した。

以上のことから、当社の全社的な内部統制及び業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備があったため、当該不適切取引が防止されず、かつ発見に遅れを生じさせたものと認識している。

#### 4. その他の取引について

網羅性の検証については、当社および当社グループの各社における当該案件以外の取引について、営業部門に対する聴取およびデータベースからの抽出により類似の取引の有無とリスクについて調査し、確認した。

その結果として、次の通りであり、当該案件に該当する取引のないことを確認した。

##### (1) 装置システム部のその他取引

椿本興業との取引の当該案件以外のその他案件については、製品としての納入実態があり、問題は認められなかった。椿本興業以外の顧客との取引についても当該案件と類似の商社的取引の案件はなかった。

##### (2) コンベヤ事業（コンベヤ設備の設計、製作、納入）

当該取引に類似する取引は行っておらず、設計エンジニアリング業務や設備機器、部品の調達、製作、据付、納入を行っている。

##### (3) エヌエイチパーキングシステムズ（NHP S）株式会社（当社の立駐事業の連結子会社）

各種立駐本体設備の新設案件について設計・製作・据付工事・試運転・納入を行っており、納入案件は明確である。但し、一部同社が保有しない立駐機種案件について他メーカーを紹介して納入することもあるが、これらの案件納入は実在を確認している。

既納入立駐のAOM事業（保守・アフターサービス関係および改造・改修工事）を施工しているが、これらは稼働中の立体駐車装置が対象である。メンテナンス業務は子会社に委託する場合と協力会社に委託する場合があり、これらの会社に部品販売を行うことがある。その調達先のひとつに椿本興業があるが、取引実態を伴っていることを確認した。

NHP Sの子会社として立駐のメンテナンス作業を行うエヌエイチサービス株式会社

(NHS) と立駐の運営管理業務を行うパーキングシステムサービス株式会社 (PSS) があるが、これらも稼働中の立駐を対象に業務を行っている。

## 5. 過年度財務諸表の処理

顧問弁護士の意見も踏まえて、取引形態、関係書類状況から判断して当該取引は正規取引であり、契約の取引は成立していると考えられるものの、当該取引の内容と決算へ与える影響の重要性から、過年度財務諸表の訂正処理が必要と考える。

過年度財務諸表の訂正による内容及び影響額については、添付資料に詳細を記載する。

## 6. 会社としての要因分析

今回のような不適切な取引に巻き込まれるのを防止できなかった当社における制度上の要因として、コンプライアンス意識が希薄であったこと等、以下の要因があげられる。

### (1) コンプライアンス意識

#### ① コンプライアンス意識

信用ある東証第1部上場商社相手で不適切な取引の可能性に気付かなかったとはいえ、当該案件の取引が長年にわたり行われ、かつ何の疑念も抱かなかったことは、社内におけるコンプライアンス意識が不十分と言わざるを得ない。取引の急激な増加や当該案件のような不自然な取引に疑問を抱くような、コンプライアンス意識の向上が不可欠といえる。

#### ② 企業方針

本件は粗利が低い取引ではあるが、当社にとっては営業活動に大きな労力をかけずに売上が上がったことから、売上増大の観点では寄与した取引であった。しかしながら、結果的に不適切な取引に巻き込まれ、多大なリスクを負うことになった。コンプライアンスを遵守した営業活動を徹底するとともに、営業担当者が汗をかき、お客様のために付加価値の高い商品、サービスを提供することによって適正な利益が得られることを再度認識する必要がある。

### (2) 内部統制

#### ① 内部統制手続について

当社では受注権限規程、購買規定等の各種規定やマニュアルが整備されているが、以下の内容で不十分な点があった。

- A) 当該案件のような一括外注取引の承認権限が明確でない。
- B) 当該案件のような一括外注取引に関するリスク・コントロールが整備されていない。
- C) 不適切な取引に繋がり易い書類取引について、商流確認、契約書の取り交わし、物品の確認等の手続きの制定が不十分である。
- D) 継続的な取引を行っていたが、基本契約書の取り交わしがされず、そのチェックも

されていなかった。

- E) 与信管理の具体的な管理方法が不明確で、かつ継続的な取引先の業況確認等のルールやその対策、方針決定について手続きが明確でない。
- F) 支払先行時の報告ルールやその対策、方針決定について手続きが明確でない。
- G) 長期にわたり当該取引先を担当する点については、人事政策上やむを得ない面もあるが、担当者変更が困難な場合の管理方法を確立する必要がある。

## ② 内部監査について

本件は毎年の内部監査においても不適切な取引の可能性が発見できなかったことについては、以下の問題点があった。

### A) 不適切取引が疑われる取引の検証

架空取引などの当社要因以外の要因による、不適切取引という前提にたった内部統制制度を整備する必要があった。内部監査においても上記の要因から不適切取引が疑われる取引について検証を行う必要がある。

## ③ 内部通報制度

コンプライアンス面等で疑問に感じた取引については、通報あるいは相談することを再度徹底する必要がある。

## ④ 業績管理

リスク管理と利益確保に重点を置いていたが、受注高、売上高重視の営業活動がなされている点はある。安易な方法で営業実績を上げる方法に対処するための、企業方針を踏まえた営業活動の啓蒙が十分でなかった。

## 7. 是正措置（緊急対応）

### (1) 財務諸表への反映

当該案件は当社として正規手続きに基づく契約、取引であり、成立していると考えているが、前述の通り、過年度決算を訂正し、当該案件の未回収分については引当金を計上することを提言する。

### (2) 実施済みの是正措置

取締役管理本部長の指示のもと、椿本興業及びK社との当該案件の売掛金額と入金予定の確認と支払徴求、支払の保留の対応を速やかに実施した。

## 8. 再発防止の是正措置（根本対応）

本調査においては、当該案件は正規取引として成立し、当社社員の不正への関与はないと判断しているが、このような不適切な取引が未然防止あるいは発見できなかったことについて、問題点の検証や要因分析および今後の是正措置についての検討を実施しなければならない。

今回の取引の問題と発生原因を分析した結果に基づき、リスク管理体制、監査方法、管理

体制等を含めた再発防止策を検討しとりまとめる。

(1) コンプライアンス意識の向上

全役員・全社員に適切なコンプライアンス意識向上のための研修を定期的実施する。

(2) 社内諸規定、手順書の整備

① 社内諸規定の追加・見直し

今後、当該案件に類似する取引については、原則として対応しない。受注前の決裁プロセスで様々なリスクに対応した受注対応可否を判断できるよう、諸規定とマニュアルを見直す。

A) 受注前決裁規定の整備

B) 事前承認プロセス（受注前判断方法である稟議規定、受注規定）の見直し

C) 与信管理の徹底

② リスクの高い取引受注後の取引の実在性の確認

受注後、次の点についての確認を行うようルールを整備する。

A) 定期的に現物状況や工程確認（原則担当部門以外）の実施

B) 相手先上司、上位注文者、エンドユーザー等への挨拶、コンタクト、確認の実施

③ 管理体制の見直し

リスクの高い取引の実施状況については、定期的に事業部会で報告・確認する。

(3) 内部統制、監査機能の強化

以下の強化策を実施する。

A) 業務プロセスに係る内部統制のリスクとコントロールの追加・見直し

B) 内部統制評価において連結グループ内での他部門との相互監査

C) 一括外注案件について、全件規定通り実施されているかを定期的に内部監査

以 上

添付資料

資料 過年度決算訂正による内容及び影響額

① 主要な財務諸表項目への影響額

上記の決算訂正による売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、総資産、純資産への影響額は次の通りである。

(単位：百万円)

	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第 64 期
	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
売上高	△432	△592	△618	△490	△735
売上総利益	△19	△4	△17	△13	△20
営業利益	△19	△4	△16	△13	△20
経常利益	△8	11	0	—	12
税引前利益	△8	11	△11	—	12
当期純利益	△8	14	△11	—	12
資産合計	△382	△339	△292	△433	△551
負債合計	△367	△338	△280	△421	△551
純資産合計	△15	0	△12	△12	—

(単位：百万円)

	第 65 期 (平成 25 年 3 月期)		
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期
売上高	△218	△405	△553
売上総利益	△5	△11	△537
営業利益	△5	△11	△15
経常利益	—	—	—
税引前利益	—	—	△26
当期純利益	—	—	△26
資産合計	△515	△486	△563
負債合計	△515	△486	△537
純資産合計	—	—	△26

② 連結損益計算書及び連結貸借対照表の主要項目への影響額

上記の決算訂正による連結損益計算書及び連結貸借対照表の主要項目への影響及びそれらを反映した数値は次の通りである。

連結損益計算書

[訂正前]

(単位：百万円)

	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第 64 期
	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
売上高	14,610	13,868	10,115	12,080	11,052
営業利益	250	628	592	57	299
経常利益	143	659	542	20	298
当期純利益	106	107	274	△ 131	75

[訂正内容]

(単位：百万円)

	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第 64 期
	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
当該取引の取消	△ 432	△ 592	△ 618	△ 490	△ 735
売上高への影響	△ 432	△ 592	△ 618	△ 490	△ 735
当該取引の取消	△ 421	△ 575	△ 600	△ 476	△ 714
完成工事補償引当金繰入額の訂正	8	△ 11			
地代家賃の訂正			0		
営業利益への影響	△ 19	△ 5	△ 17	△ 13	△ 20
営業事務手数料の計上	11	16	17	13	20
貸倒引当金繰入額の訂正					△ 12
経常利益への影響	△ 8	11	0	0	12
前期損益修正益の訂正			△ 11		
法人税等調整額の訂正	0	2			
当期純利益への影響	△ 8	14	△ 11	0	12

[訂正後]

(単位：百万円)

	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第 64 期
	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
売上高	14,177	13,276	9,497	11,590	10,317
営業利益	230	623	575	44	278
経常利益	135	670	543	20	310
当期純利益	98	121	263	△ 131	88

連結損益計算書

[訂正前]

(単位：百万円)

	第 65 期		
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期
売上高	1,928	4,645	7,047
営業利益	7	△ 145	△ 69
経常利益	3	△ 160	△ 58
四半期純利益	△ 39	△ 200	△ 124

[訂正内容]

(単位：百万円)

	第 65 期		
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期
当該取引の取消	△ 218	△ 405	△ 553
売上高への影響	△ 218	△ 405	△ 553
当該取引の取消	△ 212	△ 394	△ 537
営業利益への影響	△ 5	△ 11	△ 15
営業事務手数料の計上	5	11	15
経常利益への影響	0	0	0
貸倒引当金(固定)の計上			△ 26
四半期純利益への影響			△ 26

[訂正後]

(単位：百万円)

	第 65 期		
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期
売上高	1,709	4,240	6,494
営業利益	7	△ 145	△ 69
経常利益	3	△ 160	△ 58
四半期純利益	△ 39	△ 200	△ 150

連結貸借対照表

[訂正前]

(単位：百万円)

	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第 64 期
	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
受取手形及び売掛金	4,482	2,873	2,687	3,864	3,211
その他の資産	9,957	10,027	9,698	8,690	10,768
資産合計	14,440	12,900	12,385	12,555	13,980
支払手形及び買掛金	3,385	2,520	1,692	2,033	2,591
その他の負債	4,198	3,856	3,735	3,799	4,681
負債合計	7,583	6,376	5,427	5,833	7,272
純資産合計	6,856	6,523	6,958	6,721	6,707
うち利益剰余金	1,280	1,387	1,566	1,371	1,385

[訂正内容]

(単位：百万円)

	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第 64 期
	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
当該取引の取消	△ 1	△ 3	△ 7	△ 2	△ 38
営業外受取手形へ振替	△ 200	△ 99	△ 171	△ 173	△ 242
受取手形及び売掛金への影響	△ 201	△ 103	△ 178	△ 176	△ 280
当該取引の取消	△ 377	△ 337	△ 284	△ 418	△ 569
棚卸資産への影響	△ 377	△ 337	△ 284	△ 418	△ 569
売掛金からの振替	0	2	11		56
受取手形からの振替	200	99	171	173	242
前払費用の訂正	11	11			
その他の流動資産への影響	211	113	182	173	299
繰延税金資産の訂正	△ 2				
貸倒引当金の訂正	△ 12	△ 12	△ 12	△ 12	
投資等への影響	△ 15	△ 12	△ 12	△ 12	0
資産合計への影響	△ 382	△ 339	△ 292	△ 433	△ 551
当該取引の取消	△ 70	△ 55	△ 19	△ 12	△ 102
営業外支払手形へ振替	△ 218	△ 157	△ 172	△ 168	△ 291
支払手形及び買掛金への影響	△ 288	△ 213	△ 191	△ 181	△ 394
当該取引の取消	△ 299	△ 282	△ 260	△ 428	△ 449
前受金への影響	△ 299	△ 282	△ 260	△ 428	△ 449
支払手形からの振替	218	157	172	168	291
前受金からの振替	2			20	

[訂正内容] (つづき)

(単位:百万円)

	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第 64 期
	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
その他の負債への影響	220	157	172	188	291
負債合計への影響	△ 367	△ 338	△ 278	△ 421	△ 551
利益剰余金の訂正	△ 15	0	△ 12	△ 12	
純資産合計への影響	△ 15	0	△ 12	△ 12	0
負債・純資産合計への影響	△ 382	△ 339	△ 292	△ 433	△ 551

[訂正後]

(単位:百万円)

	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第 64 期
	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
受取手形及び売掛金	4,281	2,769	2,508	3,687	2,930
その他の資産	9,776	9,791	9,584	8,434	10,497
資産合計	14,057	12,561	12,093	12,121	13,428
支払手形及び買掛金	3,097	2,307	1,500	1,852	2,197
その他の負債	4,119	3,730	3,647	3,559	4,524
負債合計	7,216	6,038	5,147	5,412	6,721
純資産合計	6,840	6,523	6,946	6,709	6,707
うち利益剰余金	1,264	1,386	1,554	1,359	1,385

[訂正前]

(単位：百万円)

	第 65 期		
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期
受取手形及び売掛金	3,150	3,225	3,398
その他の資産	10,814	9,242	9,410
資産合計	13,964	12,467	12,808
支払手形及び買掛金	2,158	1,846	2,038
その他の負債	5,268	4,302	4,305
負債合計	7,426	6,149	6,344
純資産合計	6,538	6,318	6,465
うち利益剰余金	1,283	1,121	1,197

[訂正内容]

(単位：百万円)

	第 65 期		
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期
当該取引の取消	△ 37	△ 11	△ 28
営業外受取手形へ振替	△ 151	△ 139	△ 218
受取手形及び売掛金への影響	△ 188	△ 150	△ 246
当該取引の取消	△ 532	△ 534	△ 561
棚卸資産への影響	△ 532	△ 534	△ 561
売掛金からの振替	54	58	53
受取手形からの振替	151	139	218
その他の資産への影響	205	198	271
貸倒引当金の計上			△ 26
投資等への影響			△ 26
資産合計への影響	△ 515	△ 486	△ 563
当該取引の取消	△ 96	△ 68	△ 76
営業外支払手形へ振替	△ 246	△ 216	△ 254
支払手形及び買掛金への影響	△ 342	△ 285	△ 331
当該取引の取消	△ 418	△ 417	△ 460
前受金への影響	△ 418	△ 417	△ 460
支払手形からの振替	246	216	254
その他の負債への影響	246	216	254
負債合計への影響	△ 515	△ 486	△ 537
利益剰余金の減少			△ 26
純資産合計への影響	0	0	△ 26
負債・純資産合計への影響	△ 515	△ 486	△ 563

[訂正後]

(単位：百万円)

	第 65 期		
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期
受取手形及び売掛金	2,961	3,074	3,152
その他の資産	10,487	8,905	9,093
資産合計	13,449	11,980	12,246
支払手形及び買掛金	1,815	1,561	1,707
その他の負債	5,095	4,101	4,099
負債合計	6,910	5,662	5,805
純資産合計	6,538	6,318	6,439
うち利益剰余金	1,283	1,121	1,171

③ 損益計算書及び貸借対照表の主要項目への影響額

上記の決算訂正による損益計算書及び貸借対照表の主要項目への影響及びそれらを反映した数値は次の通りである。

損益計算書

[訂正前]

(単位：百万円)

	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第 64 期
	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
売上高	7,276	7,624	4,478	7,127	6,435
営業利益	215	230	△ 102	△ 252	△ 64
経常利益	212	332	△ 5	△ 208	2
当期純利益	197	53	△ 15	△ 199	△ 4

[訂正内容]

(単位：百万円)

	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第 64 期
	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
当該取引の取消	△ 432	△ 592	△ 618	△ 490	△ 735
売上高への影響	△ 432	△ 592	△ 618	△ 490	△ 735
当該取引の取消	△ 421	△ 575	△ 600	△ 476	△ 714
完成工事補償引当金繰入額の訂正	7	△ 7			
営業利益への影響	△ 18	△ 8	△ 17	△ 13	△ 20
営業事務手数料の計上	11	16	17	13	20
貸倒引当金繰入額の訂正					△ 12
経常利益への影響	△ 7	7	0	0	12
前期損益修正益の訂正			△ 3		
当期純利益への影響	△ 7	7	0	0	12

[訂正後]

(単位：百万円)

	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第 64 期
	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
売上高	6,843	7,032	3,860	6,637	5,699
営業利益	196	222	△ 119	△ 266	△ 84
経常利益	205	340	△ 5	△ 208	15
当期純利益	190	60	△ 15	△ 199	7

貸借対照表

[訂正前]

(単位：百万円)

	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第 64 期
	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
売掛金	841	1,162	2,027	3,092	2,586
その他の資産	11,074	9,401	8,133	7,669	8,812
資産合計	11,915	10,563	10,160	10,761	11,398
買掛金	748	705	576	588	430
その他の負債	4,153	3,250	2,904	3,822	4,736
負債合計	4,901	3,955	3,480	4,410	5,166
純資産合計	7,014	6,608	6,680	6,349	6,231
うち利益剰余金	1,472	1,526	1,415	1,152	1,085

[訂正内容]

(単位：百万円)

	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第 64 期
	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
当該取引の取消	△ 1	△ 3	△ 7	△ 2	△ 38
営業外受取手形へ振替	△ 200	△ 99	△ 171	△ 173	△ 242
受取手形及び売掛金への影響	△ 201	△ 103	△ 178	△ 176	△ 280
当該取引の取消	△ 373	△ 337	△ 284	△ 418	△ 569
棚卸資産への影響	△ 373	△ 337	△ 284	△ 418	△ 569
売掛金からの振替	0	2	11		56
受取手形からの振替	200	99	171	173	242
前払費用の訂正	3	3			
その他の流動資産への影響	203	106	182	173	299
貸倒引当金の訂正	△ 12	△ 12	△ 12	△ 12	
投資等への影響	△ 12	△ 12	△ 12	△ 12	0
資産合計への影響	△ 382	△ 346	△ 292	△ 433	△ 551
当該取引の取消	△ 70	△ 55	△ 19	△ 12	△ 102
営業外支払手形へ振替	△ 218	△ 157	△ 172	△ 168	△ 291
支払手形及び買掛金への影響	△ 288	△ 213	△ 191	△ 181	△ 394
当該取引の取消	△ 299	△ 282	△ 260	△ 428	△ 449
前受金への影響	△ 299	△ 282	△ 260	△ 428	△ 449
支払手形からの振替	218	157	172	168	291
前受金からの振替	2			20	

[訂正内容] (つづき)

(単位:百万円)

	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第 64 期
	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
その他の負債への影響	220	157	172	188	291
負債合計への影響	△ 367	△ 338	△ 280	△ 421	△ 551
利益剰余金の訂正	△ 15	△ 8	△ 12	△ 12	
純資産合計への影響	△ 15	△ 8	△ 12	△ 12	0
負債・純資産合計への影響	△ 382	△ 346	△ 292	△ 433	△ 551

[訂正後]

(単位:百万円)

	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第 64 期
	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
受取手形及び売掛金	640	1,059	1,849	2,915	2,305
その他の資産	10,893	9,158	8,020	7,412	8,541
資産合計	11,533	10,217	9,869	10,328	10,847
支払手形及び買掛金	460	492	384	407	36
その他の負債	4,074	3,125	2,816	3,582	4,579
負債合計	4,535	3,617	3,201	3,990	4,615
純資産合計	6,998	6,600	6,668	6,337	6,231
うち利益剰余金	1,457	1,518	1,403	1,140	1,085

以 上